

平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号	109	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項(事項名)

私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大(旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金の追加)

提案団体

大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省、外務省

求める措置の具体的内容

地方自治法 243 条及び同法施行令第 158 条の規定は、歳入歳出外現金について、地方公共団体から私人への徴収又は収納の事務の委託を認めていないところ、旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金について委託を可能とするよう、関連法令(地方自治法、旅券法や関係する施行令等)の改正を求める。

具体的な支障事例

旅券法に基づく旅券発給等の事務について、大阪府では、大阪府のパスポートセンターの他、事務処理特例制度により、市町村へ権限移譲した上で執行している。

同事務を市町村にて執行する場合、旅券法第 20 条第 2 項に基づき、大阪府手数料を市町村窓口において徴収する必要がある。本府においては、現在は大阪府証紙を用いて徴収しているが、平成 30 年 9 月末をもって、同証紙の廃止を予定している。それに伴い、平成 30 年 10 月以降は、市町村窓口において、現金による手数料の徴収が必要となり、同徴収事務を旅券発給等の事務と一体的に、事務処理特例制度による市町村への権限移譲事務として執行予定である。

また、旅券発給等を取り扱う市民課・住民課の事務については、現在多くの市町村において、窓口の民間委託を実施しているところ。

しかしながら、市町村が大阪府手数料の徴収事務を執行する場合、市町村においてその取扱が「歳入歳出外現金」となることから、同徴収事務は、地方自治法 243 条及び同法施行令第 158 条によると、私人への委託が不可となっている。(総務省へ確認済)

その結果、同徴収事務のみ、民間委託からは除外し、市町村職員が処理、または申請者に市町村指定金融機関において納付いただく等による対応が必要となり、業務の効率化や住民の利便性の面で課題となっている。

また、国が定める「経済財政運営と改革の基本方針 2017」において、業務改革等の推進として「窓口業務の民間委託の全国展開を進める」としている中で、現在の状況は、窓口委託の促進の妨げとなりかねない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事務の効率化や住民の利便性の向上等が可能となる。
また、窓口業務の民間委託が促進される。

根拠法令等

- ・地方自治法 243 条
- ・地方自治法施行令第 158 条
- ・旅券法第 20 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

○当市は申請や受付等の窓口業務を委託しているが、徴収・収納事務は切り離して業務をせざるを得ない状況である。

各府省からの第1次回答

【総務省】

本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料について、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。

なお、都道府県への支出が必要な場合については、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して歳出として支出すべきと考える。

【外務省】

本件提案に関しては、条例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料について、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている。

なお、都道府県への支出が必要な場合については、当該市町村が手数料として徴し、歳入とした後、当該都道府県に対して歳出として、支出すべきと考える。

また、旅券法第20条第2項は、都道府県は、条例で定めるところにより都道府県の手数を徴収することができることと規定しているが、旅券法及び旅券法施行令において、旅券の発給等の処分の申請をする者から都道府県が徴収する都道府県の手数の徴収に係る事務及びその処理又はその方法に関して何ら規定を置いていないところ、一部の都道府県において、当該都道府県知事の権限に属する一般旅券に関する事務の一部を、条例による事務処理の特例により、一部又は全部の市町村長に対して事務権限を配分することを前提として、当該市町村が行う事務に関する規定を旅券法令において設けることは、旅券法令の範ちゆうを超えており、困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○「当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、」との御回答について、旅券の作成事務は、府において主体的責任をもって確実に執行すべきものと考えており、府が旅券事務手数料を徴収し実施している。そのため、市町村に旅券発給の全ての事務権限を移譲し、各市町村からの委託を受けて府が旅券作成を行うことは適当とは言えない。

○本件に係る現金は、歳入歳出外現金とはいえ、市町村窓口における収納方法は手数料等と変わらず、公正な公金の取扱い及び経済性は既に私人委託を認められている費目と相違ないことから、旅券発給事務に係るものに限定することも含め、関連法令の改正など必要な措置をご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○「当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、」との御回答について、実際の事務として旅券の作成機が配備されているのは都道府県であり、旅券交付に係るほとんどの負担は都道府県が負っ

ている。このため、市町村が自らの手数料とすることは実態とかけ離れた事務を強いることとなり、不適ではないか。

○ 上記のように、本件は一般的な事務処理特例ではなく、旅券法特有の枠組みの中で支障が生じており、また、証紙廃止に起因する支障も旅券の申請にかかる手数料においてのみ想定されるものである。

旅券法及び同法施行令では、旅券発給に関する事務手続を定めており、都道府県知事を申請の受理、旅券の作成及び交付等の主体として位置付けている。平成16年の旅券法改正により、これらの事務の一部を条例で市町村に再委託することが可能となり、現在、全国的に普及・定着している。さらに、市町村によっては窓口業務を民間委託することで業務改革を積極的に図っているところ。

このように、旅券法令では都道府県知事の事務を規定しつつも、実態として市町村及び私人まで事務手続の主体が拡大・定着していることから、旅券法令において、市町村の委託を受けた民間事業者を都道府県手数料の徴収事務に関わらせることも違和感はないと思われる。

引き続き、地方分権及び住民サービスの拡充という平成16年の旅券法改正の趣旨、地方行政サービスの民間委託の拡大の政府方針に沿った運用が可能となるよう、旅券法関係法令において必要な措置を行うべきではないか。

○ 本件に係る現金は、歳入歳出外現金とはいえ、市町村窓口における収納方法は通常の手数料と変わらず、公正な公金の取扱いは既に私人へ委託されている費目と同様に担保されると思われる。

よって、旅券発給事務に係るものに限定して、私人が歳入歳出外現金についても取り扱えるよう、地方自治法関連法令の改正など必要な措置を行うべきではないか。

各府省からの第2次回答

【総務省】

市町村が自らの歳入ではない「歳入歳出外現金」（ここでは府手数料）の徴収事務を私人に委託することとした場合、当該徴収事務に係る事故（委託先の倒産、持ち逃げ等）が発生した場合に誰が管理責任を負うのかなど、整理すべき課題が多いことから、第1次回答において「条例による事務処理の特例により市町村が行う旅券発給等の事務に係る手数料については、地方自治法第227条に基づき、当該市町村が自らの手数料として設定し徴収することが可能であり、その場合には、当該手数料の徴収又は収納事務について市町村が私人に委託することは現行制度により可能となっている」旨回答した。

なお、「第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」にあるように、市町村に事務権限を移譲している事務に係る手数料も含めて府手数料として徴収が必要があるのであれば、府の財源である以上、市町村に歳入歳出外現金として徴収・管理させるのではなく、府自らが私人へ直接委託することにより適切に公金を管理すべきと考える。

【外務省】

都道府県の旅券手数料は、旅券の発給申請に係る受理・審査・作成・交付等の事務を行っている旅券事務所の人件費や事務所の維持運営費等の実費を勘案し、旅券法施行令で定める額を標準として都道府県が条例で定めることとしている。また、全市町村に対し再委託を行っている都道府県もあれば、一部の市町村に対してのみ再委託を行っている都道府県もあること、さらには再委託を行っている市町村においてのみ審査を行っているところや、市町村に加え都道府県でも審査を行っているところもあり、都道府県と市町村との間の事務分担は各都道府県で異なっているのが実情であると認識していることから、再委託を行っている場合、必ずしも「旅券交付に係るほとんどの負担は都道府県が負っている」とまではいえないと考える。

これまでに説明したとおり、市町村による旅券に関する事務処理は、旅券法に基づくものではなく、地方自治法の規定に基づき実施されているものである。現在、35都道府県において、その全部又は一部の市町村に対して旅券事務に関する再委託を行っており、そのうち、都道府県証紙を廃止し、現金によって都道府県の旅券手数料を徴収しているのは東京都と広島県のみである。そして、東京都は再委託している島しょ9町村において、都が委託している私人が都手数料を徴収していると承知している。

以上の状況にかんがみれば、大阪府が条例で定める手数料を市町村に歳入歳出外現金として徴収・管理させることを目的として、旅券法関係法令において何らかの措置を講ずることは適当ではないと考える。

平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

管理番号

52

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

重度訪問介護の訪問先に係る制限の緩和

提案団体

さいたま市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

常時介護が必要な重度障害者が在宅勤務している場合、勤務時間中に居宅で重度訪問介護を利用可能とすることを求める。

具体的な支障事例

- 全身の筋力が低下する難病(先天性筋繊維型不均等症)により、ペットボトルを持ち上げること等の日常生活が困難な重度身体障害者がいる。常時介護が必要であるが、パソコン操作が可能であるために就労し、9時～16時の間に在宅でパソコン入力作業を行っている。
- 重度訪問介護の提供場所は居宅や病院等に限定され、職場は認められていない。そのため、本件の場合、作業を行っていない休憩時間(12時～13時)中に限り、食事や排せつに係る支援を受けることができるが、その他の時間(9時～12時、13時～16時)は重度訪問介護を利用することができず、見守り支援を受けることができない。
- 就労していない場合にはサービスの利用が可能であるにも関わらず、在宅で勤務した場合には勤務時間中にサービスを利用できなくなることは、公平とはいえない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

重度訪問介護の訪問先に係る制限を緩和することにより、重度障害者の社会参加を支援することが可能となる。

根拠法令等

障害者総合支援法第5条第3項、障害者総合支援法施行規則第1条の4の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、京都市、宮崎市

○先天性難病により、人工呼吸器装着、頻回なたん吸引が必要で、全身性障害のため常時介護が必要な重度障害者が、会話及びタッチパネル操作が可能のため大学卒業後就職を希望している。雇用主による合理的配慮は、本人が就労するに当たっての支援については可能であるが、個別性及び専門性の高い医療的ケアについてはまでは求められず、結果として就業の機会が奪われている。常時介護が必要な重度障害者が就職する事例は稀な状況の中、特に医療的ケアについては就業の有無に関わらず生命維持のために必要なものであり、重度訪問介護の提供場所から就業先及び通勤中が除かれていることは合理的でない。就業のための支援と生命維

持のための支援を切り分け、必要な重度訪問介護が就業中にも提供されることで、医療的ケアが必要な重度障害者の雇用の機会の拡大が図られることを求める

各府省からの第1次回答

在宅就労中の障害者の支援については、障害者の在宅就労により恩恵を受ける企業自身が支援を行うべきという考え方があり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)においても企業等に障害のある方の困難に対する配慮が求められている。

こうした中、個人の経済活動に対して障害福祉施策として公費負担で支援を行うことについては、事業主による個々の障害特性に応じた職場環境の整備(ヘルパーの配置等)などの支援の後退を招くおそれがある。

したがって、在宅就労中の支援については、慎重な対応が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○「在宅就労中の障害者の支援については、障害者の在宅就労により恩恵を受ける企業自身が支援を行うべきという考え方」について、本件提案は重度障害者の業務遂行を支援するためのヘルパー派遣ではなく、日常生活を支援するためのヘルパー派遣を可能とするものである。

○就労中の介助者等の費用については、経済活動によって利益を得る企業側が負担を負うことに異論はないが、重度障害者は食事や排せつなどの日常生活上の支援が多岐にわたり必要であり、その費用も大きく、企業側にとっては過度の負担となる。また、障害者差別解消法では「合理的配慮」が規定されているが、事業主に「過重な負担」を及ぼす場合は除くとされ、あくまで努力義務として、企業の自主的な取組が期待されているものである。

○在宅就労している重度障害者の日常生活の支援を企業の負担とした場合、障害者雇用に係る各種助成金等も整備されてはいるが、企業の負担や雇用条件等の要件が設けられているため十分活用されておらず、重度障害者の雇用を後退させる懸念がある。

○企業側に相当な理解がないと就労に結び付かない現状においては、在宅就労しか選択肢がない重度障害者は、日常生活上の介助者を自ら確保しないと就労できない事態に直面している。

○上記のように、企業に対して「合理的配慮」として、在宅就労時間中の重度障害者への支援を求めることには限界があり、少なくとも常時介護が必要な重度障害者においては、働く機会を提供することを優先し、福祉的な支援を行うことが望ましいと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 本件提案の趣旨は、在宅就労している重度障害者の業務支援ではなく、日常生活の支援であるから、企業が支援するのではなく、福祉サービスとして支援すべきではないか。

○ 在宅就労している重度障害者の就労時間中の支援の提供を企業に求めることは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第8条第2項に規定する「過重な負担」に該当するのではないか。また、在宅で自営している重度障害者は支援を受けられないのではないか。

○ 本件提案は、平成30年度障害福祉サービス報酬改定で議論された通勤・通学時の重度訪問介護の利用とは別の論点であるから、在宅就労している重度障害者の実態を把握したうえで、支援の在り方を検討するべきではないか。

各府省からの第2次回答

個人が収入を得るために経済活動を行っている就業中の時間帯(労働時間)は、障害福祉サービスの対象となる日常生活とは性格を異にするものである。例えば就業中にトイレへ行くことは一般的には認められている(労働時間から引かれることはない。)ように、就業時間中のトイレや水分補給等は労働(経済活動)の一環であ

ると捉えられる。これは、在宅就業の場合であっても、企業等に雇用されて労働を行っているという点では同様である。

このような就業中の労働者に対する支援を障害福祉施策として公費負担で行うことについては、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームでも議論があったように、本来、職場環境の整備等に関する支援を担う労働施策の役割を踏まえて慎重に検討する必要がある。

なお、仮に在宅就業中の重度訪問介護の利用を可能とした場合、障害福祉サービスに係る財政負担（負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）に大きな影響を与えることが懸念されることも留意が必要である。